

# 消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈の改正について

平成 29 年 4 月  
商務流通保安グループ  
製品安全課

## 1. 改正の背景

消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号。以下「消安法」という。）では、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、政令において特定製品<sup>（注）</sup>を指定（10 品目）し、その輸入・製造事業者に対し、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和 49 年省令第 18 号。以下「技術基準省令」という。）」で定める技術上の基準への適合義務を課している（消安法第 3 条第 1 項）。また、技術基準省令の運用及び解釈として、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（平成 22・12・10 商局第 1 号。以下「運用解釈通達」という。）」を定めている。

この度、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」及び「乗車用ヘルメット」の技術基準省令の一部を改正することに伴い、運用解釈通達についても所要の改正を図る。

（注）消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるもの（消安法第 2 条第 2 項）。

## 2. 改正の概要

### （1）「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」について

技術基準省令の改正にあわせ、通常の使用状態における蒸気の漏れ又は噴出に関する事項を改正する。（別表 1.（3）関係）

### （2）「乗車用ヘルメット」について

- ① 衝撃吸収性試験及び周辺視野試験等に係る同基準において、技術基準省令の改正にあわせ、日本工業規格 T 8 1 3 3（2007）を日本工業規格 T 8 1 3 3（2015）に改正する。（別表 2. 関係）
- ② 使用上の注意事項に、サンシェードがあるヘルメット及びフリップアップヘルメットに関する使用上の注意事項を追加する。（別表 2. 関係）
- ③ その他運用及び解釈を明確化する。（本文 1.（2）、別表 2. 関係）

## 3. 今後のスケジュール

4 月 28 日 通知・適用（技術基準省令の施行日と同日とする）